

河川クリーンキャンペーン実施要領

1 事業名

河川クリーンキャンペーン

2 趣旨

坂井市では、以前より、河口部や海岸線への漂流・漂着ごみが問題になっており、水質や生態系への影響が懸念されるなか、そのほとんどは陸域から河川を経て流れ着くものが多いことが分かっている。そこで、地域を流れる河川の清掃を市内一斉に行うことで、地域環境の保全や美化意識の醸成および地域連携の強化を図るとともに、流域全体を視野に入れた活動を通して、自然豊かな市内の水辺環境を確実に将来に引き継ぐことを目的とする。

3 日時・場所

【日 時】令和6年3月3日（日） 午前8時から午前10時まで

※雨天時における清掃の実施は区長判断によりお願いする。

【場 所】居住地の近くを流れる河川

※近隣の用排水路も対象とする。

※市によるごみ回収は3月3日実施分のみとし、他の日に実施した場合は、各区のごみステーションにて対応する。

4 実施前の報告

・別紙（様式1）により、必要事項を記入し事前に市へ参加を報告（持参、郵送、メール、FAXにて）

※ 締切り 令和6年2月5日（月）

・清掃道具（トング）が必要であれば、市から貸出し（数に限りあり）

5 ごみ袋の配布

・ごみ袋は2月14日（水）、15日（木）の区長配布時に区長ボックスへ投函。

清掃ごみ袋は、青色ポリ袋（可燃ごみ用）、透明ポリ袋（不燃ごみ用）を配布します。

6 分別・集積方法

・可燃ごみ、不燃ごみ、スプレー缶、タイヤ等の処理困難物に分別する。

・事前に市へ報告したごみ集積場所に分別して集積してもらう。

7 収集方法

(1) 各地区委託業者への収集委託

- ・3月3日（日）実施分は可燃ごみ用パッカー車および不燃ごみ用車両（パッカー車又は平ボディー車）を使用し、原則当日中に収集する。（当日清掃センターは搬入できないため、各車両は月曜日までごみを積み置き。）
- ・その他の日に実施した場合は、各区のごみステーションにて対応。

(2) 市は、市有トラックを使用して処理困難物の回収を行う。（委託業者と同行）

8 実施後の報告

- ・別紙（様式2）により、参加者数、ごみ回収量等を市へ報告してもらう。（持参、郵送、メール、またはFAXにて）

※締切り 令和6年3月22日（金）

9 実施手順

役割	区	市	備考
R5区長会説明		○	各地区区長会にて説明
区長あて通知発送		○	1月17日（水）、18日（木）区長配布にて
区民への周知呼びかけ	○		
「参加申込書」の提出	○		様式1 ※締切り2月5日（月） 【内容】清掃場所、ごみ集積場所等
参加区のとりのまとめ		○	
ごみ袋の配布		○	2月14日（水）、15日（木）区長配布にて ※ごみ袋を早めにほしい地区へは個別対応
河川 クリーンキャンペーン	○	○	3月3日（日） 午前8時～10時
「実施アンケート」の提出	○		様式2 ※締切り3月22日（金） 【内容】参加者数、ごみ回収量等